

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

横浜市民防災センターに広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

<p>名 称</p>	<p>広告付き消火器体験コーナーの改修 (横浜市民防災センター「消火器体験コーナー(仮称)」エリア防災パートナーの募集)</p>
<p>事業の背景</p>	<p>燃焼について・火災の原因・火災時の行動(通報・初期消火・避難)・消火器の使用方法を伝え、火災に対する正しい知識を身に付けてもらうことで、火災件数及び被害を減らすことを目的としています。また、近年増加傾向にある電気火災をはじめ、出火原因と対策について認知してもらう必要があります。</p> <p>本事業は、民間企業との連携を通じて、横浜市民防災センターに現在設置している消火器体験コーナーでの新たな啓発を推進し、火災予防及び災害に対する自助・共助の意識の向上を目指すものです。</p> <p>SDGsの視点 この事業に取り組むことで、次の目標の達成につながると考えます。</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナースhipで目標を達成しよう</p> 
<p>内 容</p>	<p>横浜市民防災センター2階、消火器体験コーナーを、モニター等による映像や専用器具等を利用した、消火器の使用方法及び様々な原因の火災の発生原因・行動・対策を啓発するコンテンツを追加し、改修していただく事業です。改修いただく消火器体験コーナーの体験内容詳細は、別添資料をご確認ください。</p> <p>広告掲出可能箇所にて設置事業者様の事業紹介を発信いただけるほか、消火器体験コーナーの名称の一部に、広告事業のメリットの一環として、設置事業者様の企業名を掲載することができます。</p> <p>なお、市民防災センターの館内を紹介するパンフレット(学習ノート)やホームページの案内に記載します。</p> <p>事業の実施に係る費用(既設設備の撤去費※、新設備の設置費(設置後に伴うメンテナンス、故障による交換費用含む)、新コーナー名を付した看板、広告の表示面積に対する目的外使用料)を全て負担していただきます。なお、新設備の完成後に、火災対策等の啓発を行うためのコンテンツを横浜市側で追加・改修を行う場合があります。</p> <p>なお、製作物の財産権は設置事業者様に帰属します。</p> <p>※ 設置にあたり、現在防災啓発を行っているパネルの撤去が必要な場合。パネルの数量、規格は下記のとおりです。</p>  <p>①縦 65 cm×横 120 cm ②縦 80 cm×横 120 cm ③縦 80 cm×横 120 cm ④縦 80 cm×横 80 cm</p>
<p>施設所在地(場所)</p>	<p>横浜市神奈川区沢渡4-7</p>

施設の利用者数・利用者層	様々な世代の方々が自助・共助の重要性を学ぶため訪れています。
設置場所	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口： 約 377 万人 ・年間来場者数： 約 8 万 1 千人（令和 6 年度実績） うち、防災センター主催イベント（年 4 回開催）： 3,000～8,000 名/回 </div> <p>横浜市民防災センター2階 消火器体験コーナーを設置している箇所 約 30 m²</p>
広告掲出可能スペース	「新設エリア展示物制作場所・広報版掲出場所等」をご参照ください。
広告掲出期間	<p>令和8年4月1日～令和9年3月 31 日※</p> <hr/> <p>※横浜市と合意のうえ、令和 18 年3月 31 日まで1年単位で継続が出来ます。 ※全ての期間で1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）</p>

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和7年7月 30 日(水)～令和7年8月15日(金)
提案内容評価	<p>令和7年8月 28 日(木)午前中(予定)</p> <hr/> <p>提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 時間、場所等の詳細については、後日お知らせします。</p>
選定結果通知	令和7年9月中旬(予定)

■ 申込手続

申込条件	広告代理店・広告主どちらも可
申込方法	令和7年8月 15 日(金)午後5時 00 分までに、広告企画書を「申込み・お問合せ先」まで持参、郵送、電子メールまたはFAX等でご提出ください。
広告企画書 記載事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市にとっての経費縮減効果(展示エリア製作にかかる費用)及びその算出根拠 (2) 消火器の取扱い及び様々な原因の火災への注意喚起等の表現方法 (3) 設置物の仕様及び広告の仕様・運用・管理計画 (4) 広告の規模及び表示内容 (5) 類似展示案件での実績 (6) 提案企業の防災に対する先進的な取り組み内容 (7) 緊急時の対応 (8) その他(行政サービスの向上につながるご提案等)

次頁あり

■ 広告掲出にあたっての留意点

<p>広告の条件</p>	<p>広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドライン、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
<p>広告の制作等</p>	<p>掲出1か月前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合があります。 広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>
<p>財産の使用許可</p>	<p>広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。 【参考】月額 建物の壁面(内壁)に広告を表示する場合 1,000 円/㎡(表示面積) 建物内にパンフレットスタンドを設置する場合 1,550 円/1台(台数)</p>
<p>その他</p>	<p>広告掲出にあたり、モニターの使用等、電気料金が発生する場合については、別途電気使用料金を徴収いたします。</p>

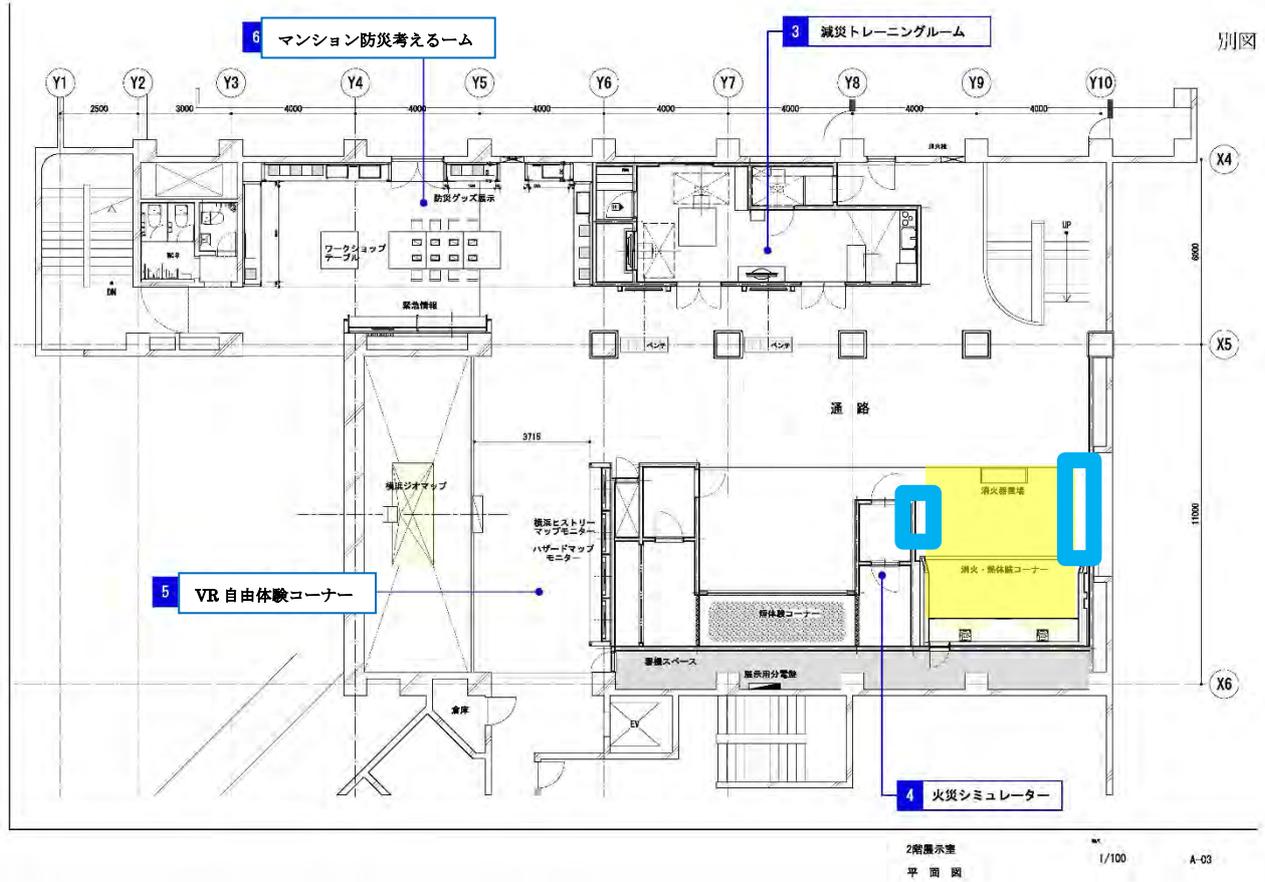
■ 消防局が行う事業 PR 及び特典について

<p>事業PR</p>	<p>(1) 横浜市民防災センターホームページ内においてパートナー企業の紹介 (実施企業がニュースリリース等した際にリンク付けします。) (2) 防災センターの紹介パンフレットに企業名の入ったエリア名の記載 (3) 防災センター内でパートナー企業の紹介</p>
<p>特典</p>	<p>(1) 横浜市民防災センターの休館日に特別体験ツアーの実施(年1回) (2) パートナー企業認定証授与</p>

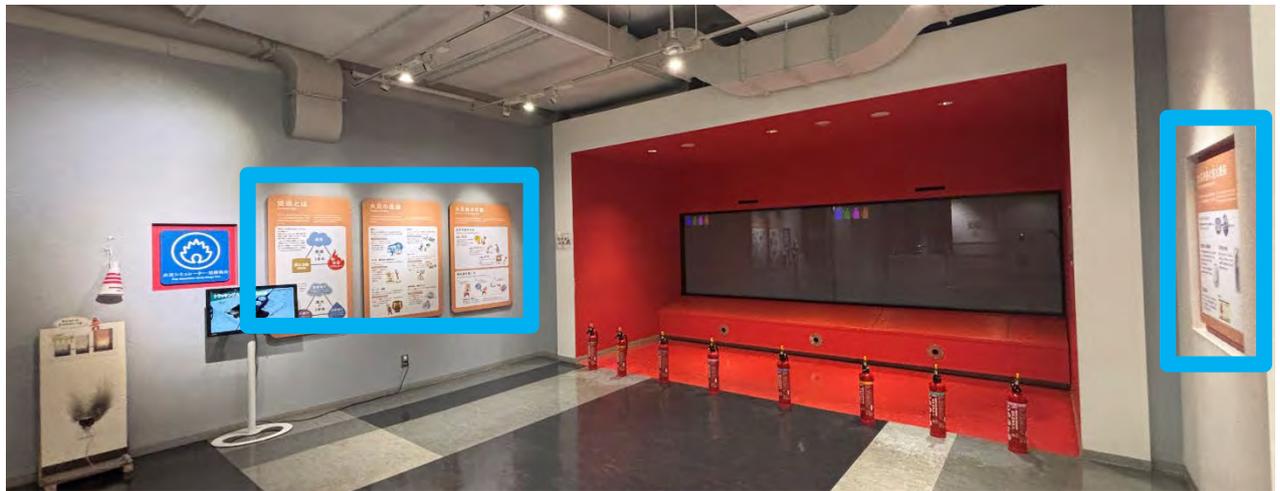
次頁あり

■新設エリア展示物制作場所・広報版掲出場所等

横浜市防災センター2階平面図



横浜市防災センター消火器体験コーナー写真



 : 広報版掲出場所

■ 選定手続

<p>評価項目・評価基準</p>	<p>(1) 市にとっての経費削減効果(展示エリア製作にかかる費用)及びその算出根拠 (2) 限られた製作場所で最大限の展示が出来る工夫があるか。 (3) 火災の様々な発生原因や対策、消火器の使用方法を十分に理解し、没入感のある工夫がされているか。 (4) 障害者に配慮した取組があるか。 (5) SDGs への取り組みがあるか。また、本事業における具体的な取り組みがあるか。 (6) 利用者にとって防災について理解しやすい展示がされているか。(案内表示の内容がシンプルなものか。)外国籍への対応は可能か。(英語、中国語、韓国語、やさしい日本語※)。 ※やさしい日本語とは、「横浜市多言語広報方針」に基づき、日本語情報に「平仮名のルビ」を付すとともに、平易でわかりやすい表現による要約を添えて情報提供を行う際に使用するものです。横浜市では、『「やさしい日本語」で伝える 分かりやすく 伝わりやすい日本語を目指して』(第4版)において基準を設けています。当該基準は、横浜市ホームページに掲載されています↓ URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/lang/residents/ej/daiji/kijun.html (7) 設置物の仕様、広告掲出箇所の仕様・運用・管理計画について、既存の消防設備を含めて破損や倒壊、盗難等の恐れがない構造となっており、安全性が担保されているか。 (8) 設置物の面積比率、または表示面積が、目的を満たすための十分な啓発スペースとして確保されているか。 (9) 類似展示案件における実績(過去の実績) (10) 提案企業の防災に対する先進的な取り組み内容 (11) その他、行政サービスの向上につながる提案等があるか。</p>
<p>評価方法</p>	<p>消防局に設置する広告事業選考会において、広告企画書に記載された提案内容を、上記評価項目に従い、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。 評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者(広告掲出事業者)として選定し、広告掲出についての交渉を行います。 ※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。 ※ 評価の結果、同点となった場合は、消防局広告事業選考会で再度審議のうえ、決定いたします。</p>

■ 申込み・お問い合わせ先

<p>担当課名</p>	<p>横浜市消防局予防部横浜市民防災センター</p>
<p>所在地</p>	<p>横浜市神奈川区沢渡4-7</p>
<p>TEL/FAX</p>	<p>TEL 045-312-0119 /FAX 045-312-0386</p>
<p>Eメール</p>	<p>e-mail sy-shiminbosai@city.yokohama.lg.jp</p>

消火器体験コーナー内容詳細

■現状の体験内容

同時体験人数 30名

体験時間 8分

(1) 初期消火ガイダンス

燃焼・火災の原因・火災時の行動についての説明 2分

(2) 初期消火体験

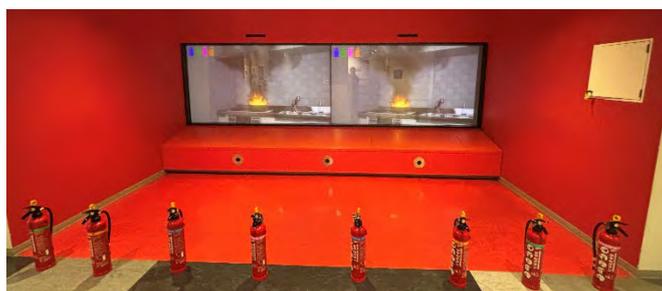
プロジェクターで、こんろ火災の様子をモニター2台に映し、専用器具を使った模擬消火を実施 5分
(初期消火体験は1グループは最大8人ずつ、体験者30名全員が実施)

(こんろ火災発生)



枠内の3つの穴から熱い空気が出ます。

(初期消火体験)



(初期消火体験終了)



(3) まとめ

体験時の様子を確認し、更にアドバイスの実施 1分

■新コンテンツの追加希望内容

- (1) 電気火災、たばこ火災、ストーブ火災などバリエーションを増やし、モニター、プロジェクターを使用して火災の発生原因と対策を周知し、消火器の使用方法を伝える。
- (2) 壁等に新たな啓発パネル等を設置し、稼働時間以外でも学べる工夫の実施する。
- (3) 既存のパネル、プロジェクター及びスクリーンは流用可能です。

(各種機器詳細)

- ・プロジェクター:EPSONEB-700U 2台
- ・スクリーン:高さ1121mm×幅1992mm
- ・パネル



- ①縦65cm×横120cm
- ②縦80cm×横120cm
- ③縦80cm×横120cm
- ④縦80cm×横80cm

広告企画書（広告付き消火器体験コーナーの改修
（横浜市民防災センター「消火器体験コーナー（仮称）」エリア防災パートナーの募集）
：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	広告付き消火器体験コーナーの改修 （横浜市民防災センター「消火器体験コーナー（仮称）」 エリア防災パートナーの募集）		
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」）（ ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）（ ）	

様式C-7

その他	<ul style="list-style-type: none">・横浜市の広告関連規程を遵守します。・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。
-----	--

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）